

住民監査請求および監査結果の概要

平成21年度

3 「滋賀県中長期河川整備アクションプログラム策定業務」の委託契約代金の損害賠償を求める請求

請求日 平成21年10月26日

結果通知日 平成21年12月24日（滋賀県公報号外）

請求人の主張

請求人は、

(1) 「滋賀県中長期河川整備アクションプログラム策定業務」は委託契約の必要ない業務で、公表された文書を収集し、滋賀県に提出しただけで、格別専門的学術知見に基づくものでなく、契約金額11,760千円は、実施された策定業務の内容に照らして高額すぎることから、公序良俗に反し無効である。

また、当該業務は競争になじむものであるのに、随意契約により契約している。

(2) 契約代金の支出は、無効な契約に基づく支出であって、違法であるか少なくとも不当なものである。

また、履行遅延があるにもかかわらず、契約代金を漫然と支出すべきでない。

(3) 平成19年10月26日の契約締結および代金の支出のうち平成19年12月21日の前金の支出については、財務会計上の行為があった日から1年を経過した後に請求することにつき、次のとおり正当な理由があると述べている。

ア 契約の締結から1年を経過した後に請求する正当な理由

(ア) 監査請求提出時点で、委託業務の成果物が滋賀県に提出されてから1年が経過していないこと。また、業務の具体的内容は請求時点で公表されていないこと。

(イ) 当該契約が平成19年10月26日に締結され、契約金額が11,760千円であることが、いつ公表されたか知らないこと。

(ウ) 契約の文面は、請求時点で公表されていないこと。

(エ) 代金の支出日を、請求時点で知らなかったこと。

(オ) 契約の成果を請求時点で確認できない以上、11,760千円を支出するだけの価値のあるものかどうか判断できないこと。

イ 前金の支出から1年を経過した後に請求する正当な理由

契約の成果を請求時点で確認できない以上、11,760千円を支出するだけの価値のあるものかどうか判断できないこと。

以上の理由から、知事および会計管理者に対し、契約代金11,760千円の損害賠償の措置を求めている。

監査結果 棄却

(1) 上記(1)および(2)の主張について

ア 平成20年12月26日の支出について

まず、平成20年12月26日の契約代金の精算金、8,240千円の支出手続きについて、判断する。

契約代金の精算金、8,240千円の支出については、契約代金の支出に必要な書類が添付された支出命令決議書により、土木交通部監理課長の決裁により、会計管理者あて支出命令がなされている。

会計管理者においては、地方自治法等関係法令に基づき、支出負担行為が法令または予算に違反していないことおよび当該支出負担行為に係る債務が確定していることを、契約書、検査調書等の関係書類により確認し、契約代金を支出しており、一連の支出手続きには何ら違法・不当な事項は見あたらない。

なお、請求人は「履行遅延が明らかであり、会計管理者は漫然と契約代金を支出すべきでない」と述べているが、履行期間延長のため変更契約が締結されており、履行遅延の事実はなく、損害金は発生しない。

イ 無効な契約に基づく支出であるかどうかについて

次に、請求人は、成果物が質に比して高額である当該契約は無効であるから、無効な契約に基づく支出も違法または不当であると主張しているため、「契約金額が妥当であるかどうか」および「契約の締結時に示した仕様書の内容どおりの成果物ができているかどうか」について、判断する。

なお、契約の締結行為については、1年を経過した後に請求された財務会計行為であるため、住民監査請求の対象外であるから却下するが、契約代金の支出にあたり、契約行為に重大かつ明白な瑕疵がある場合は、その違法性が契約代金の支出にも承継されることから、契約行為のうち契約金額の妥当性についてのみ監査した。

(ア) 契約金額の妥当性について

a 技術提案書提出要請書中の業務量の目安について

今回の業務はプロポーザル方式により技術提案書の提出を求めているが、その要請書において業務量の目安として「本業務の参考業務規模は、12,000,000円（税込み）以内としている。」を示し、技術提案書の項目として求める参考見積額の事実上の上限を定めている。

この業務量の目安は、土木交通部河港課の関係職員からの事情聴取によれば、過去の同種の業務の発注実績を参考に積算したものであるとの回答を得ている。

今回の業務はプロポーザル方式により技術提案書を求めており、委託料の上限の範囲内でどれだけ業務が可能であるかを業者間で競うものである。

b 起工時の設計積算について

委託業務発注起工時の設計積算書を確認したところ、採用された業者の技術提案書において提示された参考見積額の積算数量をもとに県において積算がなされていたが、土木交通部河港課の関係職員からの事情聴取においては、業者の見積をそのまま採用したわけではなく、県において精査したうえで、業者の参考見積と同額の積算としたとの回答を得た。

c 契約金額について

契約金額については、設計金額と同額の11,812,500円の予定価格に対し、業者の見積額11,760,000円での契約であるが、予定価格の範囲内の契約金額である。

よって、契約金額の決定について、重大かつ明白な瑕疵はなく、契約代金の支出に承継される違法性はないと判断される。

(イ) 仕様書の内容と成果物について

次に、仕様書の内容どおりの成果物ができているかどうかについて、監査したところ次のとおりであった。

a 目的物引渡時点の完了検査について

地方自治法第234条の2第1項の規定により、「職員は、契約の適正な履行を確保するためまたはその受ける給付の完了の確認をするため」検査を実施することとされているが、本県においては、「委託業務監督・検査要領」に基づき実施している。検査を行うにあたっての技術基準である「土木設計業務等検査技術基準（案）」によると、成果品の品質の検査については、目的の達成度等と契約図書とを対比して行うこととされている。

検査によりその完成を確認した成果は、「滋賀県委託業務等成績評定要領」により評定を行うこととされているので、委託業務等成績評定表の内容を確認したところ、評定表中、検査職員用シートの「成果品の品質」の評価細目として「設計図書に提示された項目が、漏れなく実施された。」という細目があり、検査員は、今回の成果物について、その評価細目を満たしているとしていたことから、本委託業務は仕様書の内容どおりの成果物が納品され、「検査の結果設計図書に照らし不都合なきものと認む。」との検査所見により、業務成果の引渡しを受けていたことが確認できた。

b 仕様書の内容と成果物の再確認について

さらに、仕様書で業務として委託した項目が漏れなく成果物に記載されているかどうかについて、監査においても成果物を確認したところ、記載されていない項目はないと確認した。

よって、仕様書で求めた内容が委託業務として履行され、成果物として滋賀県に提出されていたものと判断される。

以上のことから、請求人がいう、契約代金の支出は、無効な契約に基づく支出であって、違法または不当なものであるとの主張は、認められない。

(2) 上記(3)の主張について

今回の委託業務については、契約の締結、前金の支出、精算金の支出という3つの財務会計行為がなされているが、住民監査請求の始期は、平成14年7月16日最高裁判例によれば「公金の支出を構成する支出負担行為、支出命令および支出については、地方自治法242条2項本文所定の監査請求期間は、それぞれの行為があった日から各別に計算すべきである。」とされていることから、前記、 、それぞれの行為があった日から各別に1年の計算をすることになる。

また、平成7年2月21日最高裁判例によれば「概算払は、地方自治法が普通地方公共団体の支出の一方法として認めているものであるから、支出金額を確定する精算手続の完了を待つまでもなく、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為としての公金の支出にあたるものというべきである。そして、概算払による公金の支出に違法又は不当の点がある場合は、債務が確定していないからといって、これについて監査請求をすることが妨げられる理由はない。」とされていることから、の前金の支出についても概算払と同様、債務が確定していないからといって、監査請求の対象とならないわけではなく、前金の支出の日から1年の計算をすべきことになる。

そこで、1年を経過した後に請求されている契約の締結および前金の支出について、正当な理由があったかどうかについて判断する必要があるが、平成14年9月12日最高裁判例によれば、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在または内容を知ることができなかつた場合における地方自治法第242条第2項ただし書にいう正当な理由の有無の判断は、「特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上

記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである」とされている。

今回の請求について、平成19年10月26日に締結された契約の存在については、平成20年4月28日に滋賀県ホームページ上で公開されており、それをもとに契約内容も知ることは可能であることから、契約締結後2年も経過した後に請求すること、契約締結の事実が公表されてから、1年5か月以上も経過した後に請求することについて、正当な理由があるとは認められない。

なお、平成19年12月21日の前金の支出については、滋賀県ホームページ等で公表はしていないが、契約締結の事実が公表された平成20年4月28日以前に支出されていることから、契約締結の事実をもとに情報公開請求等すれば、知り得る情報であり、代金の支出後1年10か月も経過した後に請求することについて、正当な理由は認められない。

以上のことから、請求人がいう、財務会計上の行為があった日から1年を経過した後に監査請求をすることについて、正当な理由があるとの主張は認められず、契約の締結および前金の支出については、住民監査請求の対象とならないため、本案審理を行わず、却下する。